

## このような支援をします



- 利用可能な制度やサービスについて**  
 医療費助成や障害年金などの各種社会保障の情報を提供します。
- 受診について**  
 受診方法や近隣の認知症専門医について情報提供します。
- 仕事・居場所について**  
 仕事の仕方や、退職後の生活、社会活動について助言・サポートします。
- 家族や周囲の方の接し方について**  
 認知症介護についてや、当事者・家族の交流の場等の情報提供をします。



## 下記窓口でも、相談に応じています

### (公社) 認知症の人と家族の会 奈良県支部 (奈良県委託事業)

認知症全般に  
かかる電話相談

火曜日・金曜日 10時～15時  
土曜日 12時～15時  
☎0742-41-1026

### (社) 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

若年性認知症の  
電話相談

月曜～土曜 10時から15時  
☎0800-100-2707

お住いの市町村地域包括支援センター・かかりつけ医等



電話・来所・訪問等により、ご本人、ご家族、  
企業の労務担当者、医療、福祉関係者等  
からの相談をお受けします。  
来所時は事前にご連絡下さい。

### 相談日

月・水・木・金曜日 9時～17時  
毎月第2土曜日 9時～17時  
(祝・祭日、年末年始を除く)

相談無料

### 出張 相談

2019年7月より変更になりました。 相談無料

第2金曜日 13時～16時 奈良県立医科大学付属病院内  
第3水曜日 10時～13時 生駒市役所内

### お問い合わせ先



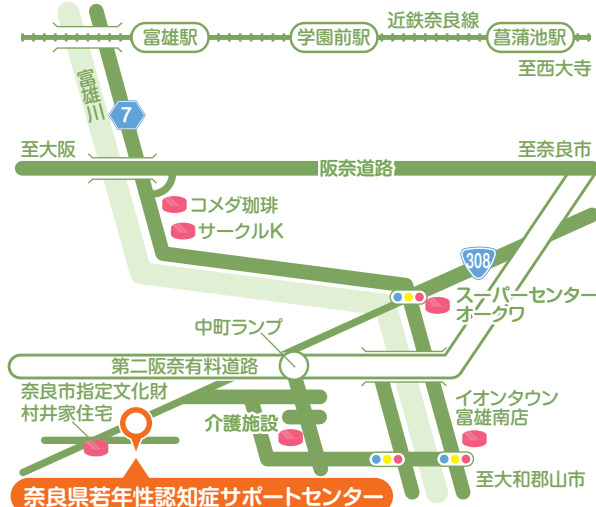
奈良県マスコットキャラクター  
せんとうくん  
©NARA pref.

☎0742-81-3857

〒631-0055 奈良市大和田町1914-1

(一社) SPSラボ若年認知症サポートセンターきすなや内

### アクセス



近鉄奈良線「富雄」駅下車、駅前なら交通バス「若草台」行きに乗り「若草台」下車徒歩12分

# 奈良県若年性認知症 サポートセンター

## ご存知ですか？

認知症は高齢者だけの  
問題ではありません



ご本人やご家族が直面する悩みや不安に、  
医療・介護・福祉・行政・労働などの関係者と  
連携しながらサポートします。



本事業は(一社) SPSラボ若年認知症サポートセンターきすなやが  
奈良県の委託を受けて実施しています。

# 若年性認知症とは？

65歳未満で発症した認知症のことです。

- ★ 判断力が低下したり、手順を踏んだ作業をすることが難しくなったり、今いる場所や時間がわからなくなることがあります。
- ★ 日常生活や仕事など、普通の生活が困難になります。



## 若年性認知症で心配されること

01 仕事ができなくなる  
経済的な問題



02 介護に伴う配偶者や  
家族の就業問題  
(就業の継続が困難)



03 介護疲れによる  
配偶者や家族の疲弊  
(又は心身の病気)



04

若年性認知症に対する  
周囲の理解不足

## 早期受診、早期発見が大事！

### 若年性認知症かな？

若年性認知症かな？  
と思ったら早めに受診しましょう。



## 4つの 早期受診・早期発見のメリット



早期治療により治る  
若年性認知症もあります。



早期から適切なケアを受ける  
ことができるようになります。



自分の疾病を理解し、  
早くから今後に向けた備えを進めることができます。

職場の理解を得ることで  
配置転換などにより  
少しでも長く雇用を継続

新たな社会生活・生きがいや  
居場所に向けた準備等

利用できるサービスがあります。利用可能な制度を活用しましょう。  
(障害年金・自立支援医療・精神障害者保険福祉手帳・  
介護保険制度(40歳以上)・成年後見制度等)



在職中(厚生年金加入中)に受診することで、  
障害厚生年金を受給できる可能性が高くなります。  
(障害基礎年金の受給要件を満たす場合)

## どうすればいいの？

### まず、相談しましょう！



絶対に一人で抱え込まないようにしましょう。

特に仕事についている方は離職する前に相談しましょう。  
(若年性認知症サポートセンター・包括など)



### 医療機関を受診しましょう！

若いため、疲れや更年期障害、うつ状態など思い込み、受診に  
時間がかかることが多いですが、認知症かどうかをみてもらい  
ましょう。認知症も他の病気と同様に、早期発見・早期診断・  
早期治療がとても重要です。

## どこに行けばいいの？

かかりつけ医がいる人は、かかりつけ医で受診し相談しましょう。

かかりつけ医がいない人は、専門医を受診しましょう。  
(受診先がわからない方はセンターにご相談ください)

就労中の方で、会社に産業医がいる場合は、  
産業医に相談しましょう。

